

熊谷市指定給水装置工事事業者の 申請及び届出に係る御案内

指定の申請と各種届出について

令和2年7月

熊谷市上下水道部水道課

目 次

● 申請・届出の受付場所とお問合せ先	P 1
1 指定の（新規・更新）申請するみなさまへ	P 1
2 指定の（新規・更新）申請における確認事項について	P 5
3 主任技術者の選任又は解任の届出	P 6
4 指定事項の変更の届出	P 7
5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出	P 8
～申請書及び各届出の記入例～	P 10
指定給水装置工事事業者指定申請書	P 11
機械器具調書	P 13
定款（写し）－原本の写しであることの証明－	P 14
誓約書	P 15
熊谷市指定給水装置工事事業者新規・更新申請時確認事項調査票	P 16
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	P 19
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	P 20
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	P 21

●申請・届出の受付場所とお問合せ先

熊谷市上下水道部（熊谷市水道庁舎内）

（担当） 水道課 給水係

（住所） 埼玉県熊谷市原島1031番地

TEL 048-520-4136（直通）

営業時間 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、FAX、郵送、Eメールでの受付はしていませんので、必ず窓口までお越しください。

（注）本文での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは熊谷市指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは熊谷市指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。

1 指定の（新規・更新）申請するみなさまへ

1. 1 指定給水装置工事事業者とは？（法第16条の2）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができるものと認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあつては、その基準（法第25条の3）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

1. 2 指定の更新申請とは？（法第25条の3の2、事業者規程第6条の2）

水道事業者から給水区域内で供給規程にあった給水装置工事を適正に施行することができるものと認められ、その指定を受けた者「指定給水装置工事事業者」は、「5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う」と定めています。

また、指定の更新に当たり、指定の申請（法第25条の2）及び指定の基準（法第25条の3）を準用するとしています。

1. 3 指定の（新規・更新）申請について

(1) 指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 ⇒ 指定の新規申請 随時受付

指定の更新申請 有効期間の満了する日のおおむね3か月前から受付

受付場所 ⇒ 熊谷市上下水道部水道課給水係（熊谷市水道庁舎内）
受付時間 ⇒ 8：30～17：15（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）
指定年月日 ⇒ 指定の新規申請 一定の審査期間終了後（通常1週間程度）
指定の更新申請 有効期間の満了する日の翌日
指定証の交付 ⇒ 指定年月日以降に交付します。

(2) 申請する事項（法第25条の2、事業者規程第4条）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）。法人にあっては、その代表者の氏名。
- ② 当該給水区域内での給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地。
（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号。
- ④ 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数。
（施行規則第20条及び事業者規程第5条第2号）
- ⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている「目的」欄の内容を全て記入します。）

(3) 指定の基準（法第25条の3、事業者規程第5条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 厚生労働省令で定める（施行規則第20条）機械器具を有する者であること。

施行規則第20条、事業者規程第5条第2号で規定する機械器具

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ニ 法第25条の11第1項、事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

(4) 指定を受けるための手続き

（法第25条の2、施行規則第18条から22条 事業者規程第4条）

【申請に必要なもの】

- 申請書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第1）
- ② 機械器具調書（施行規則別表）
- ③ 誓約書（施行規則様式第2）
- ④ *給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）

「*」印のものは、指定の新規申請の場合、指定を受けた日から2週間以内に届出をします。

●提出書類 各1部

- ① (法人) 定款の写し (原本の写しであることの証明付・直近のもの)
- ② (法人) 登記事項証明書 (原本・発行日から3か月以内のもの)
- ③ (個人) 住民票の写し (原本・発行日から3か月以内のもの)
- ④ 選任される主任技術者の免状の写し (主任技術者証の写しも可、免状番号の確認用)
- ⑤ 機械器具調書に記入された機械器具の写真
- ⑥ 事業を運営する事務所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真
- ⑦ 事業を運営する事務所若しくは店舗の案内図又は地図
- ⑧ 住民票の住所以外の事業所又は登記事項証明書に記載されていない事業所 (支店・営業所) は、公共料金の領収書・検針票など継続的に事業を行っている現状が分かる書類
- ⑨ 熊谷市指定給水装置工事事業者指定・更新申請時確認事項調査票 (詳しくは、「2 指定の(新規・更新)申請における確認事項について」で説明)
- ⑩ 熊谷市指定給水装置工事事業者証 (指定の更新申請の場合)

申請書類に必要事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請をしてください。

申請書類は熊谷市ホームページからダウンロードするか、熊谷市上下水道部水道課給水係の窓口にて配布しています。

(5) 指定までのながれ

申請書の提出 ⇒ 法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。

申請書の受付 ⇒ 書類に不備がないかを確認します。

手数料の納付 ⇒ 指定の新規申請 指定審査手数料 10,000円
指定の更新申請 更新審査手数料 10,000円

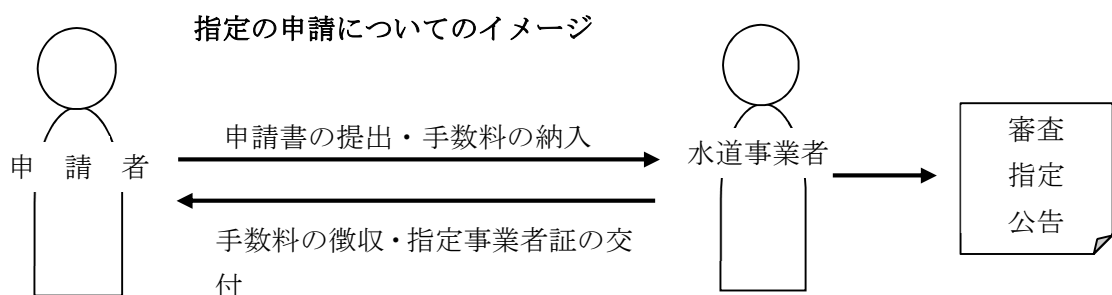
審査 ⇒ 指定の基準を満たしているかを審査します。(法第25条の2)

指定 ⇒ 指定要件を満たしていれば、指定されます。

指定事業者証の交付 ⇒ 指定事業者証を受けとります。

公告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。
(法第25条の3)

主任技術者の選任 ⇒ 新規指定の場合のみ、指定を受けた日から2週間以内に選任の届出をします。(施行規則第21条第1項)



(6) 申請書等の記入に係る諸注意

《申請書》

① 日付は申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

エ 「印」には、代表者印を押印します。

【個人の場合】

ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、「氏名又は名称」の欄に屋号となる名称を記入したときは、個人の氏名を記入します。

エ 「印」には、個人印を押印します。

③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

ア 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

イ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款又は登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

ア 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、熊谷市ホームページへの掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、水道課給水係と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道課給水係と十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

- ① 「年月日現在」は、申請日を記入します。
- ② 給水装置工事に必要な「管の切断用」、「管の加工用」、「接合用」、「水圧テストポンプ」の4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。
施行規則第20条に規定されている管の切断用「金切りのこ」、管の加工用「やすり」「パイプねじ切り器」、接合用「トーチランプ」「パイプレンチ」、漏水の確認用「水圧テストポンプ」は、それぞれ4種に分類し、各1台以上記入します。
また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のものは記入しないでください。
- ③ 添付する機械器具の写真は、機械器具調書に記入した名称及び数量と一致（整合）するように作成してください。

《誓約書》

- ① 誓約する日付も申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入し押印についても同様とします。
「誓約書」は、法人にあっては役員全員が第25条の3に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 指定の（新規・更新）申請における確認事項について

指定の申請時における確認事項について

（参考通知：令和元年6月26日付け厚生労働省水道課長通知）

水道事業者が「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用」をするに当たり、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に従い、当該制度における指定工事事業者の資質向上及び水道利用者が当該事業者を選定するときに有用となる情報提供の充実を図るための確認事項です。

なお、指定の申請時に確認した情報のうち公開することに同意いただいた事項については、ホームページ等で公開する場合があります。

(1) 確認するための手続き

【確認に必要なもの】

●提出書類

熊谷市指定給水装置工事事業者指定・更新申請時確認事項調査票

(2) 確認事項

- ① 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部が開催している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績（過去5年以内）
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）
- ④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

(3) 調査票の記入に係る諸注意

- ① 標題は指定又は更新のいずれかを○で囲みます。
- ② メールアドレスがあれば、記入してください。
- ③ 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部が開催している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績は、新規の指定申請の場合は、記入不要です。更新申請で受講している場合は最新の受講年月日を記入し、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。受講していない場合は未受講を○で囲んだうえ、その理由を記入してください。
- ④ 指定給水装置工事事業者の業務内容は、水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報の充実及び利便性の向上を図ることを目的とする業務内容について、次の事項を記入します。
 - ア 休業日・営業日・営業時間
 - イ 漏水等修繕対応
 - ウ 対応工事種別
 - エ その他（緊急時連絡先等）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績は、技術力の確保に資する研修の受講実績について記入します。
 - ア 自社内研修 研修内容を記入します。
 - イ 外部機関研修 研修会名を記入し、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ⑥ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況は、次の資格等を保有しており、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合のいずれの経験を有している者の従事状況を記入します。

なお、資格を有するものは、証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

 - ア 水道事業者等によって行われた試験・講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - イ 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
 - ウ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科過程修了者
 - エ 公益財団法人給水工事技術財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

3 主任技術者の選任又は解任の届出

主任技術者の選任又は解任の届出について

(法第25条の4、施行規則第21条・第22条)

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任は、指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者へ届け出なければならない」と定めています。（法25条の4）

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

(1) 主任技術者の選任又は解任の手続き（施行規則第22条、事業者規程第12条）

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）

●提出書類

選任時のみ、主任技術者免状の写し（交付番号等確認のため）

(2) 届出を要する事項及び届出の期限

- ① 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内
- ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該理由が発生した日から2週間以内
- ③ 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- ④ 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

(3) その他留意事項

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。その際、水道課給水係と十分協議のうえ、選任してください。
また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に水道課給水係と十分な協議を行い、指示を受けてください。

4 指定事項の変更の届出

指定事項の変更の届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定めています。

(1) 指定事項の変更の届出の手続き

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）

●提出書類

- ① 氏名又は名称の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款及び登記事項証明書
- ② 法人にあつては、代表者の氏名及び役員の名の変更の場合には、登記事項証明書、及び誓約書（施行規則様式第2）

(2) 届出を要する事項及び届出期限

届出項目	個人	法人	届出期限
ア 氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む)	●	●	当該変更の あった日から 30日以内
イ 住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	●	●	
ウ 事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	●	●	
エ 代表者氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)		●	
オ 役員の氏名		●	
カ 給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	●	●	

(3) 届出の記入に係る諸注意

- ① 日付は届出を提出する日を記入してください。
- ② 「変更に係る事項」は、表のア～カとなります。
- ③ 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- ④ 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- ⑤ 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- ⑥ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について（法第25条の7、施行規則第35条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

(1) 廃止、休止、再開の届出手続き（施行規則第35条、事業者規程第7条）

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）

*廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証は指定を受けている水道事業者へ返納します。

(2) 廃止、休止、再開の届出事項及び届出期限

- ① 廃止の届出（事業を廃止したとき）⇒ 事業を廃止した日から**30日以内**に届出します。
(指定工事事業者証を返納してください。)
- ② 休止の届出（事業を休止したとき）⇒ 事業を休止した日から**30日以内**に届出します。
(指定工事事業者証を返納してください。)
- ③ 再開の届出（事業を再開したとき）⇒ 事業を再開した日から**10日以内**に届出します。
(休止の際に返納された指定工事事業者証を返還します。)

(3) 届出に際しての諸注意

- ① 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の

申請をする必要があります。

- ② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、新規に指定を受けなおしてください。

～申請書と各届出の記入例～

指定給水装置工事事業者指定申請書

熊谷市長 宛

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人の場合は、個人印を押印してください。

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **熊谷水道株式会社**



住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

(個人の場合は「水道太郎」のみ)

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず住民票の写し又は登記事項証明書の住所のとおり記入してください。

※法人の場合は、役職を記入してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
<p>(法人の場合)</p> <p>代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p>取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子</p> <p>監査役 スイドウ イチロウ 水道 一郎</p>	<p>※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監査役等の全員の役職と氏名を記入してください。</p> <p>※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。</p>
事業の範囲	<p>※給水装置工事業を行うものであることを確認するため下記のとおり記入してください。</p> <p>※法人にあっては、定款もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入すること。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第1 (第18条関係)

(裏)

※主たる業務を行う事業所の名称(支店・営業所)を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。

<p>上記事業所の所在地</p>	<p>熊谷水道株式会社 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000</p>
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、必ず記入をお願いします。</p> <p>スイドウ タロウ 水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p> <p>第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと</p>

記入例

<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	
<p>上記事業所の所在地</p>	
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

*ゴシック体の部分を記入してください。

*型式、性能は記入できる範囲で記入してください。

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	<u>金切りのこ</u>		1台	
	パイプカッター		1丁	
	その他の管の切断用の機械器具		1式	
管の加工用の 機械器具	<u>やすり</u>		1丁	
	<u>パイプねじ切り器</u>		1台	
	その他の管の加工用の機械器具		1式	
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1台	
	<u>パイプレンチ</u>		1丁	
	その他の接合用の機械器具		1式	
<u>水圧テストポンプ</u>			1台	
<p>工事の種類（4種類）によってそれぞれ記入します。 下線は施行規則に規定されているものです。</p>				

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

定 款

熊谷水道株式会社

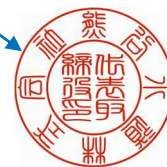
記入例

※定款(写し)の表紙や最終ページなどの余白
に記入してください。

この定款は原本と相違ありません

年 月 日

※代表者印を押印してください。



名 称 熊谷水道株式会社
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略
せず、住民票の写し又は登記事項証明
書の住所のとおり記入してください。

※法人の場合は、役職を記入してください。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

年 月 日

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人の場合は、個人印を押印してください。

申請者

氏名又は名称 **熊谷水道株式会社**

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**



※法人の場合は、役職を記入してください。

熊谷市長 宛

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

熊谷市指定給水装置工事事業者 **指定更新** 申請時確認事項調査票

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人の場合は、個人印を押印してください。



氏名又は名称 **熊谷水道株式会社**
 郵便番号、住所 **〒000-0000**
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

※法人の場合は、役職を記入してください。

電話番号 **000-000-0000**

※指定申請の場合は、記入不要です。

メールアドレス **kumagayasuido@xxxxxx.co.jp**

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部が開催している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
令和2年 1月 21日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
休業日： 日曜日、第2・4土曜日 営業時間： 8時～17時 修繕対応時間： 8時～17時 年末年始、お盆 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 改造）
その他（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可 ）
緊急時連絡先 000-0000-0000（代表者携帯）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事技術振興財団 eラーニング	令和元年4月1日
水道 花子 水道 一郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和元年5月31日
	※複数名記入可 給水装置工事に従事する方の研修実績を記入してください。	
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
水道 太郎	○	○	配管技能士	R元
水道 花子	○	○	検定会合格者	R元
社員 A	○	×		R元
※下に示された下線部のみを記載してください。				
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/>				

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた 配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する 配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の 配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者 講習会修了者、配管技能 検定会合格者、配管 技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

熊谷市長 宛

年 月 日

※不要な文字を二重線で消してください。

届出者

熊谷水道株式会社
 ○○市○○町○丁目○○番○○号
 代表取締役 水道 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・~~解任~~の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	熊谷水道株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと	第○○○○○号 ※算用数字で記入のこと	○○年○○月○○日 ※算用数字で記入のこと

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

熊谷市長 宛

年 月 日

熊谷水道株式会社
 届出者 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号**
代表取締役 水道 花子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ 熊谷スイドウ 株式会社 熊谷水道		
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
<u>氏名又は名称</u>	熊谷水道株式会社	株式会社 熊谷水道	〇〇年〇月〇〇日 <small>※算用数字で記入こと</small>
<u>住所</u>	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
<u>事業所の名所</u>	熊谷水道株式会社	株式会社 熊谷水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日
<u>事業所の住所</u>	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
<u>代表者氏名</u>	代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日
<u>役員の氏名</u>	監査役 水道 一郎	監査役 水道 次郎	〇〇年〇月〇〇日
	<small>※必要な箇所のみ記入してください。</small>		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 ~~廃止~~ ~~休止~~ 届出書
~~再開~~

熊谷市長 宛

※不要な文字を二重線で消して
ください。

年 月 日

※廃止、休止にあつては指定給水装置工事事業者証
を返納してください。再開する場合は返納した事業
者証の返還を受けてください。

届出者 熊谷水道株式会社
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役 水道 太郎

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の ~~廃止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	クマガヤスイドウシャ 熊谷水道株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の理由	廃業のため 廃止、休止、再開の理由を記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

熊谷市上下水道部

水道課給水係

〒360-0811

埼玉県熊谷市原島1031番地

TEL 048-520-4136

FAX 048-525-9975